

# 久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

## 平成26年度税制改正①

平成26年4月30日

来年からの相続税改正などをテーマに  
6月4日（水）に相続税関係セミナーを開催し  
ます。相続対策、「争続」対策などもお話し  
する予定ですので、ご参加いただければ幸い  
です。

今月のテーマは4月1日に施行されました  
税制改正です。12月に発表された税制改正大綱  
からの変更はほぼありませんでしたが、もう一  
度確認も兼ねてお伝えをさせていただきますと共  
に、12月のFAXニュースではお伝えしていなか  
った細かい点についてもふれていきたいと思  
います。

### 所得税関係

#### ① 給与所得控除の頭打ち

給与所得控除の上限額が適用される給与収入  
が現在の1,500万円（控除額245万円）を平成28  
年分から1,200万円（同230万円）に、平成29  
年分から1,000万円（同220万円）にそれぞれ引  
下げられることになりました。高額所得者への  
課税強化の一環と見られる改正です。

#### ② 生活に通常必要でない資産

12月号でお伝えしております通り、平成26年  
4月1日以後のゴルフ会員権の譲渡に伴う損失  
については、他の所得と相殺することができな  
くなりました。

#### ③ 住宅ローン控除の対象範囲の拡充

これまで耐震基準に適合した中古住宅を取得  
した場合には住宅ローン控除を受けることがで  
きましたが、取得後に耐震改修をして居住した  
場合については住宅ローン控除を受けることが  
できませんでした。

しかし、今回の改正により耐震基準に適合し  
ない中古住宅を取得した場合であっても、取得  
の日までに耐震改修工事の申請等をし、かつ、

居住する日（取得日から6ヶ月以内）までに耐  
震改修をしてその証明があれば、住宅ローン控  
除の規定の適用を受けることができるようにな  
りました。この改正は平成26年4月1日以後に住  
宅の取得をし、自己の居住の用に供する場合に  
適用されます。

#### ④ 雑損控除の計算方法の拡充

災害、盗難、横領などによって資産に損害を  
受けた場合に、一定の金額の所得控除を受けら  
れる制度が雑損控除です。今回の改正で損失金  
額の算定について、これまでの時価を基にして  
計算する方法のほかに、資産の取得価額に基づ  
いて計算する方法が加えられました。

これまで被害直前の時価がわからない場合は  
適用することができませんでした。今後は取  
得価額が判明していれば雑損控除が受けられる  
可能性が出てきました。しかし、詐欺などの被  
害については、従来どおり適用はありませんの  
で注意が必要です。

#### ⑤ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例

12月号でお伝えしました通り、相続財産であ  
る土地等を譲渡した場合の特例について、取得  
費に加算する金額をその者が相続したすべての  
土地等に対応する相続税相当額から、その譲渡  
した土地等に対応する相続税相当額となりました。  
平成27年1月1日以後の相続に係る財産から  
適用されます。

### 法人税関係

今回の改正では特に租税特別措置法関係が  
創設・拡充されております。具体的には下記の  
項目となります。

- ・生産性向上設備投資促進税制
- ・既存建築物の耐震改修に係る特別償却
- ・研究開発税制
- ・中小企業者が機械等を取得した場合

- ・所得拡大促進税制
- ・雇用促進税制

これらの適用条件などについては、次月号で詳細な内容をお伝えさせて頂く予定でおります。今月号では、それ以外のものをご紹介します。

#### ① 交際費等の損金不算入制度の拡充

これまで大法人については、全額損金算入が認められていなかった交際費について、交際費等の額のうち飲食のために支出する費用の額の50%を上限額なしで損金の額に算入できるようになりました。

#### ② 復興特別法人税の1年前倒し廃止

東日本大震災からの復興を図る目的で創設された復興特別法人税ですが課税期間を1年間前倒しして終了することになりました。このため平成26年4月1日以降開始する事業年度から復興税の適用はなくなり、法人実効税率は38.01%から35.64%と、約2.4%下がります。

#### ③ 税額控除限度額の引下げ

同一事業年度に控除できる税額控除可能額の合計額が、法人税相当額から法人税額の90%に引き下げられました。

租税特別措置法の中には特別償却に代えて、特別控除が認められているものがありますが、一つの制度では通常20%か30%が限度額となっています。しかし、複数の制度を適用することで理論上は法人税の100%を引くことが可能でした。ここ2年で新たな税額控除制度が創設されたこともあり国側として税額控除の総額に一定の歯止めをかけたものといえましょう。

### 相続税関係

#### ① 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税及び相続時精算課税制度の適用範囲の拡充

前述の所得税③の話と関係がある話ですが、これまで住宅取得等資金に係る贈与税の非課税の対象とならなかった耐震基準に適合しない中古住宅についても、入居日までに耐震改修工事を完了し一定の証明がある場合には、贈与税の非課税の規定の適用が可能となりました。

#### ② 民法の一部改正（嫡出子・非嫡出子）

相続税の直接の改正とは異なりますが、平成25年9月4日の最高裁において嫡出子と非嫡出子との間で差があってはならないという判決がありました。それに伴い、婚外子格差規定を削除する改正民法が12月5日に成立し、平成25年9月5日以降の相続については、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分と同等のものと扱われることになりました。

### 消費税関係

#### ① 簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度とは、中小事業者の事務負担を配慮して設けられた制度であり、課税売上高のみで消費税額を計算することができる制度です。

この制度におけるみなし仕入率が、金融業及び保険業のみなし仕入率が60%から50%に、不動産業のみなし仕入率が50%から40%にそれぞれ引き下げられました。この改正については、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

特に不動産業を営んでいる事業者にはとっては影響の大きい改正です。この改正は会計検査院側から不動産業の消費税の実際負担額とみなし額との乖離が大きいという指摘があったためと言われています。

#### ② 課税売上割合の計算方法の見直し

消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡についてはその譲渡対価の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することになりました。有価証券の譲渡と同じ取り扱いになったとお考え下さい。

これまで、課税売上割合の計算上、金銭債権の譲渡はその全額が非課税売上として認識されておりました。このため、債権譲渡を多く行う事業者の課税売上割合が低くなり、消費税納付額の増加につながっているという問題がありました。また近年は、債権の証券化やファンドへの売却などが一般化している経済状況を踏まえ上記の改正となりました。平成26年4月1日以後の取引からこの規定の対象となります。

以上